

介護福祉士実務者養成施設自己点検票（総括票）

養成施設名： _____

自己点検日：平成 年 月 日（ ）

点検者： _____

事 項	点 検 内 容	根 拠 等	点検結果								
I 教職員に関する事項 1 専任教員	① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。 (注) 原則は不可であるが、同一施設内において介護福祉士実務者養成施設又は介護福祉士養成施設を設置する場合に、双方の業務に支障が生じない場合に限り、例外として可能とする。	指針Ⅱ-7-(2) 厚生労働省Q&A (平成24年1月12日付及び平成25年2月25日付事務連絡)	① (適・否)								
	② 【通学】 指定規則別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学生総定員の区分</th> <th style="width: 50%;">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3 + (学生総定員 - 80) / 40人</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>6 + (学生総定員 - 200) / 50人</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人	201人以上	6 + (学生総定員 - 200) / 50人	指定規則第7条の2 第一号ハ	② (適・否)
	学生総定員の区分	専任教員数									
	80人まで	3									
	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人									
201人以上	6 + (学生総定員 - 200) / 50人										
③ 【通信】 1人以上の専任教員が配置されているか。	指定規則第7条の2 第二号ロ	③ (適・否)									
④ 専任教員のうち1人は、教務に関する主任者（以下「教務主任」という。）であり、教務主任は介護教員講習会若しくは実務者研修教員講習会の修了者又は実務者研修教員講習会の講師であって、次に掲げる基準のいずれかを満たしているか。 ア 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であるか。 イ 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者であるか。 ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者であるか。 エ 法第40条第2項第2号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者であるか。 オ 特例高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関して、5年以上の経験を有する者であるか。	指定規則第7条の2 第一号ホ 指針Ⅱ-7-(2)-ア	④ (適・否) ア (適・否) イ (適・否) ウ (適・否) エ (適・否) オ (適・否)									
⑤ 教務主任の要件のうち、アの実務経験については、業務の範囲等を確認しているか。	指針様式「教務に関する主任者に関する	⑤ (適・否)									

	⑥ 専任教員は、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めたものであるか。	調書」注4 指針Ⅱ-7-(2)-イ	⑥ (適・否)
2 教員要件	① 指定規則別表第5に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。	指定規則第7条の2 第一号ハ 指針Ⅱ-7-(1)	① (適・否)
	② 科目「介護過程Ⅲ」を教授する教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 前項④のア～オのいずれかに該当する者であるか。 イ 指定規則第5条第14号ロに規定する講習会（介護福祉士実習指導者講習会）を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であるか。（介護教員講習会、実務者研修教員講習会若しくは介護技術講習に係る主任指導者養成講習会又は指導者養成講習会を修了した者）	指定規則第7条の2 第一号へ 指針Ⅱ-7-(2)-ウ	② (適・否) ア (適・否) イ (適・否)
	③ 科目「介護過程Ⅲ」を教授する教員の要件のうち、実務経験については、業務の範囲等を確認しているか。	指針様式「介護過程Ⅲを担当する教員に関する調書」注4	③ (適・否)
	④ 科目「医療的ケア」を教授する教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業における指導者講習会のいずれかの修了者であるか。 イ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であるか。	指定規則第7条の2 第一号ト 指針Ⅱ-7-(2)-エ 指針Ⅰ-7-(4)	④ (適・否) ア (適・否) イ (適・否)
Ⅱ 教育に関する事項			
1 教育内容	① 教育内容は、指定規則別表第5及び指針別表5に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。	指定規則第7条の2 第一号ロ 指針Ⅱ-8-(1)	① (適・否)
	② 指定規則別表第5及び指針別表5に定める科目には、当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ「到達目標」が達成されるものであるか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。	指針Ⅱ-8-(2)	② (適・否)
	③ 介護過程等の教育内容は、「実務者養成施設の介護過程等の教育内容における留意点について（平成24年3月27日付厚生労働省事務連絡）」を参考としているか。		③ (適・否)
	【通信】 ○ 通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業等には、指定規則第7条の2第二号に定める通信課程に係る基準を適用しているか。	指針Ⅱ-8-(3)	(適・否)
2 授業時間数	① 指定規則別表第5及び指針別表5に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。		① (適・否)

	<p>② 科目「医療的ケア」の講義について、時間数は休憩時間を除いた実時間で50時間以上としているか。また、講義は以下の教育内容を含むか。</p> <p>ア 医療的ケア実施の基礎 イ 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ウ 経管栄養（基礎的知識・実施手順）</p> <p>③ 科目「医療的ケア」の演習について、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数を実施しているか。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施しているか。 (参考) (1) 喀痰吸引 ・口腔 5回以上 ・鼻腔 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上 (2) 経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上</p>	<p>指針Ⅱ-9 指針Ⅰ-9の2-(1)</p> <p>指針Ⅰ-9の2-(1) 介護福祉士養成課程における「医療的ケアの教育内容について（平成25年3月27日付社援基発0327第1号）」 喀痰吸引等研修実施要綱について（平成24年3月30日付社援発0330第43号）</p>	<p>②（適・否）</p> <p>③（適・否）</p>
Ⅲ 学則に関する事項	別添様式1「学則に関する自己点検票（介護福祉士実務者養成施設）」のとおり		
Ⅳ 学生に関する事項	<p>① 入学志願者については、可能な限り入学を認めるよう特段の配慮をしているか。</p> <p>② 面接授業における受講生の出席状況は、出席簿等の書類により確実に把握されているか。</p> <p>③ 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。また、学則にその旨が明記されているか。</p> <p>④ 入所、卒業、成績及び出席状況等生徒に関する書類（学籍簿等）が確実に作成され、事務局等に保存されているか。</p> <p>⑤ 通学課程において、1学級の定員は50人以下であるか。</p> <p>⑥ 通信課程において、面接授業における1学級の定員は、50人以下であるか。</p>	<p>指針Ⅱ-6-(1)</p> <p>指針Ⅱ-6-(2)</p> <p>指針Ⅱ-6-(3)</p> <p>指針Ⅱ-6-(4)</p> <p>指定規則第7条の2 第一号チ</p> <p>指定規則第7条の2 第二号ト</p>	<p>①（適・否）</p> <p>②（適・否）</p> <p>③（適・否）</p> <p>④（適・否）</p> <p>⑤（適・否）</p> <p>⑥（適・否）</p>
Ⅴ 施設設備に関する事項	<p>1 教室に関する事項</p> <p>① 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有しているか。</p> <p>② 面接授業で使用する教室は、同時に授業を受ける受講生1人当たりおおむね1.65平方メートル以上あるか。</p>	<p>指定規則第7条の2 第一号リ</p>	<p>①（適・否）</p> <p>②（適・否）</p>
2 医療的ケアに関する事項	<p>○ 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備しているか。</p> <p>・吸引装置一式 相当数 ・経管栄養用具一式 相当数 ・処置台又はワゴン 相当数</p>	<p>指針Ⅱ-9 指針Ⅰ-2-(10)</p>	<p>（適・否）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引訓練モデル 相当数 ・経管栄養訓練モデル 相当数 ・心肺蘇生訓練用器材一式 相当数 ・人体解剖模型（全身模型） 1体以上 <p>(注1) 教育用機械器具等については、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。</p> <p>(注2) 処置台又はワゴンは、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。</p>		
3 その他設備等に関する事項	○ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有しているか。	指定規則第7条の2第一号ヌ	(適・否)
VI 変更申請及び届出に関する事項			
1 学則に関する事項	○ 開講日（前回自己点検日）から現在までの間に学則を変更したか。 (注) 上記に係る自己点検の結果が『有』のときに限り、次に掲げる(1)の承認事項及び(2)の届出事項の関連事項の該当する項目にそれぞれ記入すること。		[有・無]
(1) 承認事項	<p>① 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、学則の記載事項のうち修業年限を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、学則の記載事項のうち1学年の定員（年間総定員）を変更したか。</p> <p>④ 上記③に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>⑤ 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、学則の記載事項のうち養成課程及び学級数を変更したか。</p> <p>⑥ 上記⑤に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記⑤が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ [有・無]</p> <p>⑥ (適・否)</p>
(2) 届出事項	<p>① 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、学則の記載事項のうち、上記(1)の学則変更承認に掲げる修業年限、年間総定員、養成課程及び学級数に関する事項を除く事項について、変更したか。</p> <p>② 上記①に係る事項の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>
2 その他の変更に関する事項			

(1) 承認事項	① 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更したか。	令第4条第1項 指定規則第9条第1項	① [有・無] ② (適・否)
	② 上記①に係る校舎等の変更について、事前に東京都知事に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		
(2) 届出事項	③ 通信課程において、開講日（前回自己点検日）から現在までの間、以下の事項を変更したか。 ア 通信養成を行う地域 イ 添削その他の指導の方法	令第4条第2項 指定規則第9条第2項	③ [有・無] ④ (適・否)
	④ 上記③に係る変更について、事前に東京都知事に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		
(2) 届出事項	① 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、専任教員又は教員要件のある科目を担当する教員を変更したか。	令第4条第2項 指定規則第9条第2項	① [有・無] ② (適・否)
	② 上記①に係る専任教員等の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		
(2) 届出事項	③ 開講日（前回自己点検日）から現在までの間、以下の事項を変更したか。 ア 設置者の名称及び住所 イ 養成施設の名称及び主たる事務所の所在地 ウ 養成施設長 エ 課程修了の認定方法（通信課程に限る。）	令第4条第2項 指定規則第9条第2項	③ [有・無] ④ (適・否)
	④ 上記③に係る変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。		
VII 定期報告に関する事項	① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。	令第5条	① (適・否)
	② 本年度の報告は、期限内に行われているか。	令第5条	② (適・否)
VIII 情報開示に関する事項	○ 指針別表4に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。 ※ 介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とする。	指針II-10	(適・否)

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号）
- ・指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）
- ・指針：「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2）
- ・業務の範囲等：「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2）

(別添様式1)

学則に関する自己点検票 (介護福祉士実務者養成施設)

養成施設名： _____

点検者： _____

チェック項目	点検結果
○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。	[適・否]
※ (1)～(21)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。	
(1) 設置目的	(1) [適・否]
(2) 名称 ※ 学科名等まで記載されているか。	(2) [適・否]
(3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。	(3) [適・否]
(4) 修業年限	(4) [適・否]
(5) 入学定員 (入学定員とは「1学級の定員」及び「1年間の定員(年間総定員)」をいう。)	(5) [適・否]
(6) 学級数	(6) [適・否]
(7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。	(7) [適・否]
(8) 履修方法	(8) [適・否]
(9) 入学時期 ※ 開講期間が記載されているか。	(9) [適・否]
(10) 休日	(10) [適・否]
(11) 入学資格	(11) [適・否]
(12) 入学者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。	(12) [適・否]
(13) 入学手続 ※ 手続方法が記載されているか。	(13) [適・否]
(14) 退学	(14) [適・否]
(15) 休学	(15) [適・否]
(16) 復学	(16) [適・否]
(17) 卒業	(17) [適・否]
(18) 学習の評価及び課程修了の認定	(18) [適・否]
※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。	
(19) 受講料	(19) [適・否]
(20) 教職員の組織	(20) [適・否]
(21) 賞罰	(21) [適・否]

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。